

市道 F8-5号線ほか 1 路線境界鋏再設置業務委託(7-1)

令和 7 年 10 月

日野市道路課

標準仕様書

1. 本業務委託の標準仕様については次による。

1)「東京都建設局測量委託標準仕様書」による。

2)仕様書の取り扱い、仕様書の内容について疑義が生じた場合は委託者の指示による。

2. 読みかえ

上記仕様書において「都」「局」は「日野市役所」と読みかえる。

3. 特記事項

別紙

特 記 仕 様 書

件 名:市道F8-5号線ほか1路線境界鉾再設置業務委託(7-1)

目 的:市道F8-5号線ほか 1 路線側溝設置工事(7-1)の整備事業に先立ち、公共用地(道路)の境界鉾の復旧を行うために必要な現地測量を行うこと。また、工事完了後に事前に現地測量した結果をもとに境界鉾の再設置を実施するものである。

委託場所:日野市日野台一丁目8番地先～1番地先間

委託期間:契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで

1. 適用範囲

1)本仕様書は、「市道F8-5号線ほか1路線境界鉾再設置業務委託(7-1)」に適用する。

2)本委託にあたっては、仕様書に示すほか次に示す図書を適用する。

ア 日野市「受託者等提出書類基準」

イ 日野市「日野市標準構造図集」

ウ 日野市「しゅん功図書電子データ化作成要領」

なお、日野市「受託者等提出書類基準」、「日野市標準構造図集」(「日野市独自標準構造図」のみ)及び「しゅん功図書電子データ化作成要領」は日野市道路課のホームページから入手できる。

3)本委託業務において、使用材料や工法を比較検討する場合、「建設局新技術情報データベース」や「国土交通省新技術情報提供システム(NETIS)」等を参照・活用し、比較表を作成すること。材料・工法の選定に当たっては、現場条件を踏まえ、調査職員と協議のうえ、コスト縮減や施工性向上等の観点から決定すること。

2. 貸与資料

・境界確定図

・令和5年度実施の設計業務委託報告書

3. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せ	1業務
-----	-----

(2) 現地踏査

現地踏査	1業務
------	-----

(3) 4級基準点測量

4級基準点測量(工事前)	19点
--------------	-----

4級基準点測量(工事後)	6点
--------------	----

(4) 境界確認

復元測量	1.14千㎡
------	--------

(5) 境界測量

境界測量	1.14千㎡
------	--------

(6) 境界点間測量

境界点間測量	1.14千㎡
--------	--------

境界鉾設置工	1式
--------	----

境界鉾については支給するものとする。

4. 提出書類

受託者は業務着手届(工程表、管理技術者を定め経歴書を添付すること)、業務計画書、納品書及び業務完了届を提出すること。なお、成果品は2部提出するものとする。

成果品は測量委託標準仕様書によるもののほか、電子データ(PDF・DWG データ形式)を提出すること。電子データの提出は、最新の国土交通省制定「土木設計業務等の電子納品要領及び測量成果電子納品要領(以下、「要領」という。)」によると伴に、成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。なお、要領及び電子納品チェックシステムについては、国土交通省国土技術政策総合研究所 HP よりダウンロードなどして入手すること。

5. 支払い方法

委託料は、前払金30%を支払い、委託完了後に行われる日野市の検査に合格した後、請求に基づき残金を完了後一括で支払うものとする。

6. 成果品の瑕疵

業務完了後、受託者の過失、疎漏により成果品に瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、速やかに補足・訂正等必要な処置を受託者の負担で行うものとする。

7. 安全管理について

- (1)受託者は、公衆の生命身体及び財産に対し、危害迷惑を防止するために必要な措置を講ずること。
また、作業中に事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況等を速やかに委託者へ報告すること。(後日、報告書を提出すること)。
- (2)受託者は、住民若しくは一般通行人又は一般通行車両に迷惑を及ぼさないこと。また、作業現場の安全に注意するとともに、事故防止に万全を講じなければならない。

8. 損害賠償

受託者は、作業実施中に生じた諸事故に対しての責任を負い、損害賠償等の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。

9. 関係官公署及び地域住民との協力等

- (1)受託者は、自ら行わなければならない必要な関係官公署への届出等の手続きを迅速に処理し、打合せ協議等の内容については、必ず文書で記録しておかななければならない。
- (2)受託者は、測量作業中、関係官公署、その他の機関と緊密なる連絡及び十分な協調を保たなければならない。
- (3)受託者は、測量業務を実施するにあたり、公有地又は私有地に立ち入る場合、原則として関係者の了解を求めて立ち入るものとし、身分証明書の提示を求められた場合、これを拒んではならない。

10. 疑義

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた事項については委託者と受託者が協議し委託者の指示に従うものとする。

11. 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

12. 環境負荷低減の取組について

- 1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

13. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

14. 内部通報制度

- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受け

たと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

15. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

16. CALS/EC

2001 年より国土交通省は CALS/EC(公共事業支援総合情報システム)を推進している。その中で日野市では、CAD による設計図面、しゅん功図面の電子化、記録写真の電子化、及び軽微な事務連絡の電子メールの利用を推進する。

17. TECRIS の登録

受託者は、受注時又は完了時及び変更・訂正時に業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認(署名、押印及び電子メールアドレスの記入)を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 15 日以内とする。
- ② 完了時登録データの提出期限は、完了後 15 日以内とする。
- ③ 業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 15 日以内に
変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 15 日間に満たない場合は、
変更時の提出を省略できるものとする。

18. 設計変更

委託契約書第 17 条から 24 条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」(東京都)によるものとする。

19. 再委託

- 1)受注者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2)この仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- 3)本委託業務等の再委託先である協力会社は、日野市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

20. 日野市契約における暴力団等排除措置要綱

受注に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合(再受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。)は、日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づき、調査職員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事。